

安全運転管理者等講習業務委託に係る埼玉県公安委員会の認定基準

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項の規定に基づく安全運転管理者等に対する講習（以下「法定講習」という。）の委託に際して、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき、委託を受ける法人が、法定講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものであると埼玉県公安委員会が認める基準について定める。

法定講習の委託を受ける者は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

- 1 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

2 法人の役員等

法人の役員等（取締役等の役員又はこれらに準ずる者及び法人の支店若しくは常時契約を締結する事務所代表者も含む。）及び法定講習従事者（講習責任者及び講習講師）は、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

(8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(9) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(10) 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

(11) 過去5年以内に交通事故を起こした者

3 法定講習を行うに当たり必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものであること。

(1) 組織

ア 埼玉県内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。

イ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる法人ではないこと。

ウ 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。

エ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、個人情報の安全管理に関する内部規程が定められている法人であること。

オ 役員及び法定講習従事者のうちに、道路交通法第74条の3に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者を経験した者、又はこれと同等以上の能力を有する者が3人以上いること。

カ 講習責任者及び講習講師は自動車安全運転センター安全運転中央研修所の行う「安全運転管理者課程」の研修を修了していること、又はこれと同等以上の能力を有すること。

キ 講習責任者及び講習講師は普通自動車を運転することができる有効な免許を保有していること。

ク 法定講習従事者及び事務職員は直接雇用されていること。

ケ 法定講習開催地域内（警察署管内単位）の事業所又は周辺地域の事業所において法定講習において効果的な安全運転管理の実例を発表させることができ、かつ、実例を発表させる事業所に対して指導、助言又は補助ができること。

コ 過去2年以内に、広く事業所に交通安全の活動若しくは法定講習に類する交通安全の講習を主催し、又は県内の自治体若しくは警察と共に広く事業所に交通安全活動を実施したことがあること。

サ 法定講習を適切に遂行するのに必要な運営管理体制が整備され、かつ、配置人員に急な欠員を生じた場合、その補填が確実にできるなど、組織体制

が整備されていること。

シ 事故及び苦情への対応が整備されていること。

(2) 設備

ア パソコン、プロジェクター等の視聴覚機材を確保できること。

イ 講習のオンライン配信に必要な設備等を確保できること。

(3) 能力

ア 法定講習の業務内容を公正かつ的確に遂行し得ること。

イ 講習科目及び内容に応じて、交通工学、安全運転管理、損害賠償等の自動車の安全運転管理に関して、専門的知識、経験を有する者を講師に充てることが able ことができること。

4 経理的基礎

- (1) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない法人であること。
- (2) 1年以上の営業実績を有している法人であること。